

教員免許状取得科目開講年次一覧

養護教諭一種免許状取得に関する科目（平成 31（2019）年度以降入学生用）

看護学科

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
養護に関する科目	公衆衛生学	1		予防医学を含む。	○								衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）
	疫学	2					○						
	保健統計学	2						○					学校保健
	学校保健Ⅰ	1						○					
	学校保健Ⅱ	1							○				養護概説
	養護概説	2								○			
	健康相談活動	2										○	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法
	食品学総論	2				○							栄養学（食品学を含む。）
	栄養代謝学	1				○							
	人体のしくみと機能Ⅰ	2				○							解剖学・生理学
	人体のしくみと機能Ⅱ	2				○							
	感染免疫学	1							○				「微生物学、免疫学、薬理概論」
	薬理学	1							○				
	疾病と治療Ⅳ	1							○				精神保健
	精神看護論	2							○				
	看護学概論	2				○							看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）
	コミュニティヘルスケア看護技術演習Ⅰ	1		救急処置を含む。	○								
	治療看護論	1							○				
	小児看護論	2								○			
	家族看護論	1								○			
成育看護実習Ⅰ	1		臨床実習		○								
成育看護実習Ⅱ（小児）	2		臨床実習						△	△			
養教免 33 単位												養教免 28 単位（最低修得単位）	

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
大学が独自に設定する科目	特別支援学校体験活動		1					○					大学が独自に設定する科目
	「大学が独自に設定する科目」又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて7単位以上修得すること。												
	養教免 7 単位以上												養教免 7 単位（最低修得単位）

区分	本学における開設授業科目	単位数・教免区分		備 考	1 回生		2 回生		3 回生		4 回生		免許法施行規則に定める科目
		必修	選択		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	2			○								教育の基礎的理解に関する科目
	教職論	2				○							
	教育の制度と経営	2				○							
	教育心理学	2			○								
	特別支援教育	2				○							
	教育課程論	2						○					道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	道徳教育の理論と指導法	2				○							
	総合的な学習の時間の指導法	2						○					
	特別活動の指導法	2					○						
	教育の方法及び技術	2						○					
	生徒指導論（栄教・養教）	2							○				教育実践に関する科目
	教育相談	2							○				
	養護実習指導	1		事前・事後指導							○		
	養護実習 A	4										○	
	養護実習 B		2									○	
教職実践演習（養護教諭）	2										○		
養教免 31 単位												養教免 21 単位（最低修得単位）	

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

全学共通教養科目に配当されている下記科目は必修です。

- 日本国憲法（2 単位）
- 情報Ⅰ（2 単位）
- 外国語コミュニケーションⅠ（1 単位）
- 外国語コミュニケーションⅡ（1 単位）
- スポーツと健康の科学（2 単位）
- 基礎トレーニング（1 単位）

*「教職実践演習」は、養護実習終了後、又は 4 回生後期に実習終了見込みでなければ履修することができません。